



静岡県後期高齢者医療広域連合告示第13号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第9条第3項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行う。選挙すべき議員の数及び候補者の届出の受付開始日は次のとおりとする。

令和元年10月24日

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長 安藤 弘



- 1 選挙すべき議員の数  
規約第7条第2項第4号（町議会議員）の区分 3人
- 2 候補者の届出の受付開始日  
令和元年11月8日